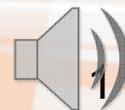


令和6年度障害福祉サービス等 報酬改定（障害児支援関係）に おける主な改定内容



令和6年度障害福祉サービス等の報酬改定 (障害児通所支援事業) (抜粋)

- 1 基本報酬
- 2 延長支援加算
- 3 児童指導員等加配加算
- 4 専門的支援体制加算
- 5 専門的支援実施加算
- 6 個別サポート加算
- 7 子育てサポート加算



児童発達支援・放課後等デイサービス

1 基本報酬

- 30分以下は算定対象外（周囲の環境に慣れるためなど市町村が認めた場合は可）
- 放課後等デイサービスも休業日単価は廃止、時間区分で設定（放デイの区分③は学校休業日のみ算定可）
- 個別支援計画より短い場合…事業所都合：実際の提供時間で算定する
保護者・利用児都合：計画の提供時間で算定する
- 個別支援計画より長い場合…計画で定めた時間で算定する
- 主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬は、定員の区分設定を3人単位刻みに変更

【支援時間区分】

- ①30分以上1時間30分以下
- ②1時間30分超3時間以下
- ③3時間超5時間以下



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 令和6年4月1日 こども家庭庁 資料抜粋

⑥基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- 基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける。
- 支援時間による区分は、「30分以上1時間30分以下」、「1時間30分超3時間以下」、「3時間超5時間以下」の3区分とする。5時間を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として、同加算により評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】

- <児童発達支援センター（障害児）>
定員30人以下 1086単位/日
- <児童発達支援（障害児）>
定員10人以下 885単位/日
- <放課後等デイサービス（障害児）>
定員10人以下 授業終了後 604単位/日
学校休業日 721単位/日

※医療的ケア区分、利用定員に応じて単位を設定



【改定後】

- <児童発達支援センター（障害児）>
定員30人以下 時間区分1（30分以上1時間30分以下） 1104単位/日
時間区分2（1時間30分超3時間以下） 1131単位/日
時間区分3（3時間超5時間以下） 1184単位/日
- <児童発達支援（障害児）>
定員10人以下 時間区分1（30分以上1時間30分以下） 901単位/日
時間区分2（1時間30分超3時間以下） 928単位/日
時間区分3（3時間超5時間以下） 980単位/日
- <放課後等デイサービス（障害児）>
定員10人以下 時間区分1（30分以上1時間30分以下） 574単位/日
時間区分2（1時間30分超3時間以下） 609単位/日
時間区分3（3時間超5時間以下） 666単位/日

※放デイの時間区分3は学校休業日のみ算定可能
※医療的ケア区分、利用定員、時間区分に応じて単位を設定

ポイント

- 児童発達支援給付費及び放課後等デイサービス給付費（基本報酬）において、支援の提供時間に応じた区分（時間区分）を導入する。区分は「時間区分1」支援時間30分以上1時間30分以下、「時間区分2」同1時間30分超3時間以下、「時間区分3」同3時間超5時間以下の3区分とする。なお、放課後等デイサービスについては、現行の授業終了後（平日）・学校休業日の区分を統合し、いずれの場合であっても支援時間に応じた新たな時間区分により算定することとしつつ、時間区分③は学校休業日のみ算定可とする
- 「支援の提供時間」は、現に支援に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間（個別支援計画において定めた提供時間）とする。ただし、現実の提供時間が個別支援計画において定めた時間より短い場合について、事業所都合により支援が短縮された場合は、現に支援に要した支援時間により算定する。一方、障害児や保護者の事情により支援が短縮された場合には、個別支援計画において定めた時間により算定するが、個別支援計画に定めた支援の内容や提供時間が、実際の支援の提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計画の見直し・変更を行うことを求める
- 支援の提供時間は、30分以上5時間以下の間で定めることを基本とする。30分未満の支援については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で市町村が認めた場合に限り、算定可能とする。また、5時間以上の支援については、預かりニーズに対応した延長支援として、延長支援加算により評価を行う
- 主として重症心身障害児を通わせる事業所、共生型、基準該当の基本報酬については、時間区分は導入しない。また、児童発達センターの一元化にともない、旧基準により運営する旧主として難聴児を通わせる児童発達支援センターについては時間区分を導入、旧医療型児童発達支援センター、旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターについては、時間区分は導入しない
- 本見直しに伴い、放課後等デイサービスの欠席時対応加算（Ⅱ）は廃止。なお、開所時間減算については変更なし（適用される）



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 令和6年4月1日 こども家庭庁 資料抜粋

②主として重症心身障害児の基本報酬【見直し】（児童発達支援・放課後等デイサービス）

- 重症心身障害児への支援を促進する観点から、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬について、定員による区分設定を1人単位刻みから3人単位刻みとする見直しを行う。なお、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬については、時間区分創設の見直しは行わない。

単位数（新旧）

【現行】

主として重症心身障害児を通わせる事業所（児童発達支援）

利用定員が5人	2098単位/日
利用定員が6人	1757単位/日
利用定員が7人	1511単位/日
利用定員が8人	1326単位/日
利用定員が9人	1184単位/日
利用定員が10人	1069単位/日
利用定員11人以上	837単位/日

※放デイも同様の定員区分設定



【改定後】

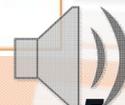
主として重症心身障害児を通わせる事業所（児童発達支援）

利用定員が5人以上7人以下	2131単位/日
利用定員が8人以上10人以下	1347単位/日
利用定員11人以上	850単位/日

※放デイも同様の定員区分設定

ポイント

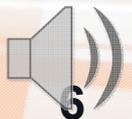
- 主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬（重症心身障害児に対して支援を行う場合）について、定員による区分を1人単位刻みの8区分から、3人単位刻みの3区分に見直す
- なお、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬（重症心身障害児に対して支援を行う場合）について、時間区分による算定は導入しない。当該基本報酬を算定する場合には、延長支援加算は従前のとおり、事業所の営業時間（8時間以上）の前後で支援が行われた場合に、その支援時間に応じた加算となる
- 支援の提供時間（個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間）を個別支援計画に定めることとし、その時間は30分以上とする。30分未満の支援の設定については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で市町村が認めた場合に限り、算定可能とする



児童発達支援・放課後等デイサービス

2 延長支援加算

- 支援時間が**5時間**（放デイ平日は**3時間**）である児を受け入れることとしていること。
- 運営規程に定める営業時間が**6時間以上**（放デイ平日は除く）であること。
- **個別支援計画に位置付けて1時間以上の延長支援を行うこと。**
- **延長時間には2人以上の職員（うち1名は児童発達支援管理責任者含む基準人員であること）を配置すること。**



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 令和6年4月1日 こども家庭庁 資料抜粋

①延長支援加算の見直し〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

- 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う。
- 延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】延長支援加算

営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置）

対象者/時間	1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上
障害児	61単位/日	92単位/日	123単位/日
重症児	128単位/日	192単位/日	256単位/日



【改定後】延長支援加算

基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（5時間※1）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合（職員を2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む））を配置）

対象者/時間	1時間以上 2時間未満	2時間以上	30分以上 1時間未満（※2）
障害児	92単位/日	123単位/日	61単位/日
重症児 医ケア児	192単位/日	256単位/日	128単位/日

（※1）放課後等デイサービスについては平日3時間、学校休業日5時間

（※2）延長時間30分以上1時間未満の区分は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

ポイント

要・市町村による児の判定（重症児・医ケア児の場合）
要・都道府県への基準適合の届出

- 本加算は、発達支援に加えて、支援の前後に預かりニーズに対応した支援（延長支援）を計画的に行った場合に算定するもの

【主な要件】

- ・支援時間が5時間（放デイ平日は3時間）である児を受け入れることとしていること
- ・運営規程に定められている営業時間が6時間以上であること（放デイ平日は除く）
- ・障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由を確認するとともに、あらかじめ保護者の同意を得ること
- ・上記の支援時間による支援の前後に、個別支援計画に位置付けて（※）延長支援（1時間以上）を行うこと（※）支援が必要な理由、延長支援時間
- ・延長支援を行う時間帯に職員を2（対象児が10人を超える場合は、2に10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上配置していること（うち1人以上は基準により置くべき職員（児発管含む））とすること。医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること
- ・延長支援を行った場合、実際に要した延長支援時間の記録を行うこと

- 延長支援時間は1時間以上で設定すること。支援の前後ともに延長支援を行う場合はいずれも1時間以上とすること

- 算定は実際に要した延長支援時間の区分で算定する。ただし、あらかじめ定めた時間よりも長くなった場合は、あらかじめ定めた時間で算定する。児童又は保護者の都合により延長支援時間が1時間未満となった場合は、1時間未満の区分での算定が可能（この場合でも30分以上の支援時間であることが必要）

- 延長支援を計画的に行う中で、予定していた日以外に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にも算定が可能（当該理由及び延長支援時間について記録）。急な延長支援を行う状況が継続する場合には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所で支援を受けている重症心身障害児や共生型事業所等で支援を受けている障害児については、基本報酬において時間区分を設けていないため、従前のおり、事業所の営業時間（8時間以上）の前後で支援が行われた場合に、その支援時間に応じた加算となる（ただし当該時間帯の体制については、職員2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員）であることを求める

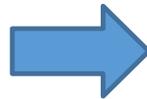


3 児童指導員等加配加算

- 人員基準に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置(常勤専従又は常勤換算)していること。
- 加配した従業者の職種(児童指導員等、その他の従業者)、経験年数(児童福祉事業5年以上、5年未満)及び配置の形態(常勤専従、常勤換算)に応じて、報酬の区分が変わる。
- 当該加算における児童福祉事業は、児童福祉法に規定された事業に加え、幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級指導における経験も含む。
- 経験年数は資格取得前でも算定可能
- 従前と同じく複数区分の職員を組み合わせる場合は低い区分で算定

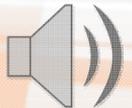
【改正前】

- 理学療法士等を配置
- 児童指導員等を配置
- その他の従業者を配置



【改正後】

- 児童指導員等を配置
 - 常勤専従・経験5年以上
 - 常勤専従・経験5年未満
 - 常勤換算・経験5年以上
 - 常勤換算・経験5年未満
- その他の従業者を配置



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 令和6年4月1日 こども家庭庁 資料抜粋

③ 児童指導員等加配加算【見直し】（児童発達支援、放課後等デイサービス）

○ 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】

児童指導員等加配加算	
＜児童発達支援センター（障害児）＞	
理学療法士等を配置	区分に応じて22～62単位/日
児童指導員等を配置	同 15～41単位/日
その他の従業者を配置	同 11～30単位/日
＜児童発達支援事業所（障害児）＞	
理学療法士等を配置	区分に応じて75～187単位/日
児童指導員等を配置	同 49～123単位/日
その他の従業者を配置	同 36～90単位/日



【改定後】

児童指導員等加配加算	
＜児童発達支援センター＞	
<u>児童指導員等を配置</u>	
常勤専従・経験5年以上	区分に応じて22～62単位/日
常勤専従・経験5年未満	同 18～51単位/日
常勤換算・経験5年以上	同 15～41単位/日
常勤換算・経験5年未満	同 13～36単位/日
その他の従業者を配置	11～30単位/日
＜児童発達支援事業所（障害児）＞	
<u>児童指導員等を配置</u>	
常勤専従・経験5年以上	区分に応じて75～187単位/日
常勤専従・経験5年未満	同 59～152単位/日
常勤換算・経験5年以上	同 49～123単位/日
常勤換算・経験5年未満	同 43～107単位/日
その他の従業者を配置	36～90単位/日
※「経験」は児童福祉事業（幼稚園、特別支援教育を含む）に従事した経験年数	

ポイント 要・都道府県への届出（人材の配置）

○ 本加算は、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児の関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合において、配置形態（常勤専従・常勤換算）及び従業者の児童福祉事業等に従事した経験年数に応じて算定するもの

【主な要件】

- ・ 基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置（常勤専従又は常勤換算）していること
- ・ 「児童指導員等」とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員（心理学修了等）、視覚障害児支援担当職員（研修修了等）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者をいう
- ・ 勘案する経験年数は、児童福祉事業（幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育を含む）に従事した経験年数とする。なお、本加算における経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする

○ 常勤換算の場合、児童指導員等とその他の従業者、経験年数5年以上の者と5年未満の者を組み合わせて配置する場合、低い区分の単位数を算定する

○ 本加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とする

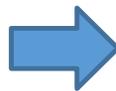
児童発達支援・放課後等デイサービス

4 専門的支援体制加算

- 基準人員に加え、理学療法士等を1以上配置（常勤換算）していること。
- 当該加算の理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、**視覚障害児支援担当職員、資格取得・任用から5年以上児童福祉事業の実務経験がある保育士又は児童指導員**
- 児童指導員等加配加算とは別の従業者を配置すること。

【改正前】

- 専門的支援加算
理学療法士等を配置
児童指導員を配置
- 特別支援加算
理学療法士等を配置し、専門的支援を計画的に実施



【改正後】 【新設】

- 専門的支援**体制**加算 →併給可能
- 専門的支援**実施**加算

※**体制**加算……理学療法士等を配置
実施加算……専門人員が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施



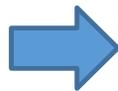
児童発達支援・放課後等デイサービス

5 専門的支援実施加算

- 理学療法士等は単に配置すれば算定可
- 理学療法士等が、**専門的支援実施計画**を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと。
- 実施加算は児童発達支援：月4回（月12日以上利用は月6回まで）
放課後等デイサービス：月2回（6～12日利用は4回、12日以上は6回）

【改正前】

- 専門的支援加算
理学療法士等を配置
児童指導員を配置
- 特別支援加算
理学療法士等を配置し、専門的支援を計画的に実施



【改正後】 【新設】

- 専門的支援**体制**加算
- 専門的支援**実施**加算 →併給可能

※**体制**加算……理学療法士等を配置
実施加算……専門人員が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 令和6年4月1日 こども家庭庁 資料抜粋

④専門的支援体制加算／⑤専門的支援実施加算【専門的支援加算・特別支援加算の見直し／新設】（児童発達支援、放課後等デイサービス）

○ 専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】

専門的支援加算

＜児童発達支援センター（障害児）＞

理学療法士等を配置 区分に応じて22～62単位/日

児童指導員を配置 同 15～41単位/日

＜児童発達支援事業所（障害児）＞

理学療法士等を配置 区分に応じて75～187単位/日

児童指導員を配置 同 49～123単位/日

※ 専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

特別支援加算 5.4単位/回

※ 理学療法士等を配置して、専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援加算を算定している場合は算定できない）



【改定後】

専門的支援体制加算…①

＜児童発達支援センター＞ 区分に応じて15～41単位/日

＜児童発達支援事業所（障害児）＞ 同 4.9～12.3単位/日

専門的支援実施加算 1.50単位/回（原則月4回を限度）…②

※①専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

②理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援体制加算との併算定可能。利用日数等に応じて最大月6回を限度（放デイは月2回～最大月6回を限度）

ポイント 要・都道府県への届出（人材の配置）

○ 専門的支援体制加算及び専門的支援実施加算は、理学療法士等による支援が必要な障害児への専門的な支援の強化を図るために、基準の人員に加え、理学療法士等の専門職員を配置している場合（体制加算）及び、専門職員による個別・集中的な支援を計画的に実施した場合（実施加算）に、それぞれ算定するもの（両加算を併せてとることが可能）

【主な要件】

＜専門的支援体制加算＞

・基準の人員に加え、専門職員として理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（※）、児童指導員（※）、心理担当職員（心理学修了等）又は視覚障害児支援担当職員（研修修了等））を1以上配置（常勤換算）していること

（※）保育士・児童指導員は資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事したものに限り

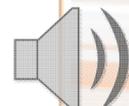
＜専門的支援実施加算＞

・理学療法士等を配置（常勤換算でなく単なる配置で可。基準人員等によることも可）し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと。
 なお、専門的支援は個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）又は基準人員を配置した上での小集団（2まで）の組み合わせによる実施も可とする。また、専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はないが、30分以上を確保すること
 ・計画の実施状況の把握を行うとともに、対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと
 ・計画の作成・見直しに当たって、対象児及び保護者に対し説明するとともに同意を得ること
 ・対象児ごとの支援記録を作成すること

○専門的実施加算について、当該事業所における対象児の月利用日数に応じて月の算定限度回数を設定

児童発達支援：限度回数4回（月利用日数12日未満の場合） 同6回（同12日以上の場合）

放課後等デイサービス：限度回数2回（月利用回数6日未満の場合） 同4回（同6日以上12日未満の場合） 同6回（同12日以上の場合）



6 児童発達支援の個別サポート加算（Ⅰ）

- 乳幼児等サポート調査表は廃止
- 従来 of 個別サポート加算（Ⅰ）100単位/日は廃止（基本報酬に包括）
- 個別サポート加算（Ⅰ）120単位/日が新設
- ※個別サポート加算（Ⅰ）120単位/日の対象となる障害児は次のいずれかに該当する方
 - 重症心身障害児
 - 身体障害者手帳 1 級 ・ 2 級
 - 療育手帳 最重度又は重度
 - 精神障害者保健福祉手帳 1 級
- 主として重症心身障害児を通わせる事業所が、重症心身障害児に対する基本報酬を算定している場合は、本加算は算定不可。



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 令和6年4月1日 こども家庭庁 資料抜粋

① 児童発達支援の個別サポート加算（Ⅰ）【見直し】【児童発達支援】

- 個別サポート加算（Ⅰ）について、保護者の負担軽減・事務の効率化の観点から、基本報酬に包括化して評価することとした上で、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合に評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】

個別サポート加算（Ⅰ） 100単位/日

- ※ 著しく重度又は行動上課題のあるケアニーズの高い障害児（乳幼児等サポート調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当）に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所を除く）



【改定後】

個別サポート加算（Ⅰ） 120単位/日

- ※ 重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）

ポイント 要・市町村による児の判定

- 本加算は、著しく重度の障害児に対し、児童発達支援を行った場合に算定するもの
【対象となる児】※現行とは異なることに留意（乳幼児等サポート調査表は廃止）
 - ①重症心身障害児
 - ②身体に重度の障害がある児童（1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）
 - ③重度の知的障害がある児童（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児）
 - ④精神に重度の障害がある児童（1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児）
- 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の基本報酬を算定している場合については、本加算を算定しない



6 放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）

- 就学時サポート調査表は継続
- ①個別サポート（Ⅰ）90単位/日は、従来通り就学児サポート調査表13点以上の障害児が対象
- ②個別サポート（Ⅰ）（重度）120単位/日が新設
※同調査表にて食事、排せつ、入浴、移動のうち3以上が「全介助」の障害児が対象
- ①については、強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者を配置して支援を行った場合さらに30単位を加算可能。
- 主として重症心身障害児を通わせる事業所が、重症心身障害児に対する基本報酬を算定している場合は、本加算は算定不可。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 令和6年4月1日 こども家庭庁 資料抜粋

②放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）【見直し】【放課後等デイサービス】

- 個別サポート加算（Ⅰ）について、行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合の評価の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】

個別サポート加算（Ⅰ） 100単位/日

- ※ 著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助）又はケアニーズの高い（就学時サポート調査表13点以上）障害児に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）



【改定後】

個別サポート加算（Ⅰ） 90単位/日…①
120単位/日…②

- ※①ケアニーズの高い障害児に対して支援を行った場合
- ②ケアニーズの高い障害児に対して強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置し支援を行った場合、又は著しく重度の障害児に対して支援を行った場合（いずれも主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く。）

ポイント

要・市町村による児の判定（ケアニーズの高い児/著しく重度の児）

要・都道府県への基準適合の届出（強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の配置・支援による加算を受ける場合）

- 本加算は、これまでの個別サポート加算（Ⅰ）同様、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い就学児を対象としながら、行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障害児への支援を充実させる観点から、それぞれのこどもの状態像や体制に応じて加算をするもの
【対象となる児】※これまでと変更なし
 - ①ケアニーズの高い障害児 90単位/日
就学児サポート調査表【厚生労働大臣の定める基準（平24厚労告270・第8号の4）】の各項目において算出した合計が13点以上の障害児
 - ②著しく重度の障害児 120単位/日
就学児サポート調査表において、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするとされた障害児
- 上記①の障害児に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置（常勤換算ではなく単なる配置で可。児発管は不可）して、当該者が支援を行った場合には、さらに30単位を加算（合計120単位）するものとする。ただし、強度行動障害児支援加算を算定している場合には算定しない
- 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合の基本報酬を算定している場合については、本加算を算定しない



6 個別サポート加算(Ⅱ)

- ・ 連携先にこども家庭センターを追加。
- ・ 情報共有のスパンを6月に1回以上とした。
- ・ 関係機関連携加算(Ⅲ)と併給できないため注意



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 令和6年4月1日 こども家庭庁 資料抜粋

③個別サポート加算（Ⅱ）【見直し】〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

- 要支援・要保護児童への支援の充実を図る観点から、個別サポート加算（Ⅱ）について、こども家庭センターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】

個別サポート加算（Ⅱ） 125単位/日

※ 要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所等と連携（支援の状況等を年1回以上共有）し支援を行った場合



【改定後】

個別サポート加算（Ⅱ） 150単位/日

※ 要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所やこども家庭センター等と連携（支援の状況等を6月に1回以上共有）し支援を行った場合

ポイント

- 本加算は、要保護・要支援児童に対して、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所やこども家庭センター等と連携して支援を行った場合に算定するもの。ただし、これらの支援の必要性について、保護者に説明することが適当ではない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、本加算の算定について慎重に検討すること

【対象となる児】

- ・ 要保護・要支援児童（児童相談所やこども家庭センター等の機関と連携して支援を行う必要がある障害児）

【主要要件】

- ・ 児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師（連携先機関等）と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、児童発達支援計画に位置づけ、通所給付決定保護者の同意を得ること
- ・ 連携先機関等と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと
- ・ 支援の状況等を6月に1回以上関係機関と共有すること。その記録を文書で保管すること
- ・ 市町村から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答すること

- 本加算を算定している場合にあつては、同じ観点からの関係機関等との連携については、関係機関連携加算（Ⅲ）は算定できない



6 個別サポート加算(Ⅲ)

- 継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）への支援の充実を図る観点から、**不登校児童**に対し、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価を行う。
- 算定に当たり学校との連携が必要だが、当該連携については関係機関連携加算の算定は不可
- 算定に当たり家族への相談援助を実施するが、当該相談援助については家族支援加算の算定は不可

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

令和6年4月1日 こども家庭庁 資料抜粋

①個別サポート加算（Ⅲ）【新設】（放課後等デイサービス）

- 継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

個別サポート加算（Ⅲ）【新設】 70単位/日

※不登校の状態にある障害児に対して、学校との連携の下、家族への相談援助等を含め、支援を行った場合

ポイント

- 本加算は、放課後等デイサービスにおいて、不登校の状態にある障害児について、学校及び家族等と緊密に連携を図りながら放課後等デイサービスを行った場合に算定するもの

【対象となる児童】

- ・ 不登校の状態にある障害児とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席している児童（病気や経済的な理由による者は除く）」であって、学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要と判断された児童とする

【主な算定要件】

- ・ あらかじめ保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置づけて支援を行うこと。個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成を行うこと
- ・ 学校との情報共有を、対面又はオンラインで、月に1回以上行うこと。その要点について記録を行い学校に共有すること（当該連携について関係機関連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定は不可）
- ・ 家族への相談援助（居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも可）を月に1回以上行うこと。障害児や家族の意向、状況の把握と、支援の実施状況等の共有を行い、その要点について記録を行うこと（当該相談援助について家族支援加算の算定は不可）
- ・ 学校との情報共有において、障害児の不登校の状態について確認を行い、障害児等の状態や登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の要否について検討を行うこと（その結果、本加算による支援を終える場合であっても、その後の支援において学校との連携に努めること）
- ・ 市町村（教育担当部局又は障害児支援担当部局）から、家庭や学校との連携状況や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答すること



児童発達支援・放課後等デイサービス

7 子育てサポート加算

- 家族が支援の場（事業所）でこどもへの対応やかかわり方を学ぶ機会を提供した場合に評価。
- 1人の職員につき5世帯まで、月4回までが上限。
- 家族支援加算との併給不可。



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 令和6年4月1日 こども家庭庁 資料抜粋

②子育てサポート加算【新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- 家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

子育てサポート加算【新設】 80単位/回（月4回を限度）

※ 保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

ポイント

- 本加算は、障害児の家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等の支援を行った場合に算定するもの

【主な要件】

- ・あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて、従業者が計画的に実施すること
 - ・障害児への指定児童発達支援とあわせて、障害児の家族等に対して、支援を行う場면을観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性や特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供するとともに、それとあわせて相談援助等を行うこと
 - ・「機会の提供」について、児童発達支援を提供する時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観察や参加等をしていることを基本とする。ただし、障害児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越し等により、支援場면을観察しながら、異なる従業者が相談援助等の支援を行っても差し支えない
 - ・「相談援助等」について、従業者による一方的な説明や指示、複数の障害児及び家族等に対する一斉指示、支援内容を報告するのみではなく、障害児及び家族ごとの状態を踏まえて個別に障害児の状況や支援内容に関する説明と相談対応を行うなど、個々の障害児及び家族にあわせて丁寧な支援を行うこと
 - ・複数の障害児及び家族等に対してあわせて支援を行う場合には、障害児及び家族ごとの状態に応じた支援が可能な体制を確保し支援を実施すること。従業者1人があわせて行う相談援助は、最大5世帯程度までを基本とする
 - ・家族等への支援内容の要点等に関する記録を行うこと
- 子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助等について、家族支援加算は算定できない

